「0.019297083687」に、「0.018569459559」を「0.019417916873」に、「一万九百二円二十銭」を「一万千五百二十五円九十九銭」に、「一万千九十七円九十銭」を「一万千八百九十七円九十七銭」に、「〇・〇一四八九五七四二一二」を「〇・〇一五八二六五一七四四五」に、「〇・〇一五七四九〇九五三〇九」を「〇・〇一五八八四二〇〇六九五」に、「10,902円20銭」を「11,525円99銭」に、「11,097円90銭」を「11,897円97銭」に、「0.014895747212」を「0.015826517445」に、「0.015884200695」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第五条の規定は、平成二十三年度分の調整交付金から適用する。

○厚生労働省・国土交通省令第二号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子
国土交通大臣　前田　武志

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成八年厚生省・建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第六条の二第一項」を「第六条の三第一項」に、「第六条の二第八項」を「第六条の三第八項」に改め、同条第三号中「第五条第十一項」を「第五条第十項」に、「同条第十七項」を「同法第五条第十六項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十九号

漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第六十八号）の施行に伴い、並びに漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第四十七条第三号、第五十条第四項ただし書、第九十四条、第百十三条第四項、第百十八条の二第一項、第百二十一条第一項、第百二十四条第一項、第三項第三号及び第四項、第百二十五条の十一第一項並びに第百三十六条並びに漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第十八条第二項、第十八条の六、第二十四条の二第二項及び第二十五条第三項の規定に基づき、漁業災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

漁業災害補償法施行規則の一部を改正する省令

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「法第七条第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた場合には、その承認に係る」を「二以上の都道府県の区域をその地区とする組合については、当該」に改め、「この条において」を削り、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「こえる」を「超える」に改める。

第十一条の二中「第五十条第四項」を「第五十条第四項ただし書」に、「すべて」を「全て」に改め、「（法第七条第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた場合には、その承認に係る二以上の都道府県の区域）」を削る。

第三十一条第一項ただし書中「すべて」を「全て」に、「同項第二号ロ」を「同号ロ」に、「（被共済者が同項第二号ハ」を「（被共済者が法第百五条第一項第二号ハ」に、「が同号ロ」を「が法第百五条第一項第二号ロ」に、「同号に掲げる」を「法第百二十五条の三第一項第二号に掲げる」に改め、同項第五号中「第十九条第五号」を「第十九条第六号」に改める。

第三十五条ただし書を削る。

第五十四条第八号イ中「（第二号漁業に係る漁獲共済については、事故額が二億円（被共済者が法第百五条第一項第二号ハに掲げる団体であるときは、二億円にその構成員の数を乗じて得た金額。以下この号において同じ。）を共済金額の共済限度額に対する割合で除して得た金額を超えるときは、二億円を共済金額の共済限度額に対する割合で除して得た金額）」を削り、同条第九号から第十二号までの規定中「すべて」を「全て」に改める。

第五十九条第一項中「第二十二号まで及び第二十八号から第三十号」を「第二十五号まで及び第三十一号から第三十三号」に改め、同項の表小割り式一年魚はまち養殖業（令第十三条第四号に掲げる小割り式一年魚はまち養殖業をいう。以下同じ。）、小割り式二年魚はまち養殖業（令第十三条第五号に掲げる小割り式二年魚はまち養殖業をいう。以下同じ。）及び小割り式三年魚はまち養殖業（令第十三条第六号に掲げる小割り式三年魚はまち養殖業をいう。以下同じ。）の項中「令第十三条第五号」を「令第十三条第六号」に改め、同表小割り式一年魚たい養殖業（令第十三条第七号に掲げる小割り式一年魚たい養殖業をいう。以下同じ。）、小割り式二年魚たい養殖業（令第十三条第八号に掲げる小割り式二年魚たい養殖業をいう。以下同じ。）及び小割り式三年魚たい養殖業（令第十三条第九号に掲げる小割り式三年魚たい養殖業をいう。）の項中「令第十三条第八号」を「同条第八号」に、「令第十三条第九号」を「同条第九号」に改め、同表小割り式さけ・ます養殖業（令第十三条第十号に掲げる小割り式さけ・ます養殖業をいう。以下同じ。）の項中「細菌性じん臓病」を「細菌性腎臓病」に改め、同表小割り式ふぐ養殖業（令第十三条第十一号に掲げる小割り式ふぐ養殖業をいう。以下同じ。）の項中「小割り式ふぐ養殖業」を「小割り式二年魚ふぐ養殖業」に改め、「同じ。）」の下に「及び小割り式三年魚ふぐ養殖業（同条第十二号に掲げる小割り式三年魚ふぐ養殖業をいう。以下同じ。）」を加え、同表小割り式一年魚かんぱち養殖業（令第十三条第十二号に掲げる小割り式一年魚かんぱち養殖業をいう。以下同じ。）、小割り式二年魚かんぱち養殖業（令第十三条第十三号に掲げる小割り式二年魚かんぱち養殖業をいう。以下同じ。）及び小割り式三年魚かんぱち養殖業（令第十三条第十四号に掲げる小割り式三年魚かんぱち養殖業をいう。以下同じ。）の項中「第十三条第十二号」を「第十三条第十三号」に、「令第十三条第十三号」を「同条第十四号」に、「令第十三条第十四号」を「同条第十五号」に改め、同表小割り式ひらめ養殖業（令第十三条第十五号に掲げる小割り式小割り式一年魚すずき養殖業（令第十三条第十六号に掲げる小割り式一年魚すずき養殖業をいう。以下同じ。）及び小割り式二年魚すずき養殖業（令第十三条第十七号に掲げる小割り式二年魚すずき養殖業をいう。以下同じ。）の項中「第十三条第十六号」を「第十三条第十七号」に、「及び小割り式二年魚すずき養殖業（令第十三条第十七号」を「、小割り式二年魚すずき養殖業（同条第十八号」に改め、「小割り式二年魚すずき養殖業をいう。以下同じ。）」の下に「及び小割り式三年魚すずき養殖業（同条第十九号に掲げる小割り式三年魚すずき養殖業をいう。以下同じ。）」を加え、同表小割り式二年魚ひらまさ養殖業（令第十三条第十八号に掲げる小割り式二年魚ひらまさ養殖業をいう。以下同じ。）及び小割り式三年魚ひらまさ養殖業（令第十三条第十九号に掲げる小割り式三年魚ひらまさ養殖業をいう。以下同じ。）の項中「第十三条第十八号」を「第十三条第二十号」に、「令第十三条第十九号」を「同条第二十一号」に改め、同表小割り式まあじ養殖業（令第十三条第二十号に掲げる小割り式まあじ養殖業をいう。以下同じ。）の項中「第十三条第二十号」を「第十三条第二十二号」に改め、同表小割り式